平成２４年（フ）第２０３号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮141番地１
債務者　中川　雄一
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０５号
徳島県徳島市沖浜１丁目24番地　ロイヤルガーデン沖浜802
債務者　近藤　佳子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番123、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越８番地
債務者　酒井　榮子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
盛岡市下太田沢田67番地６
債務者　田邉　　恵
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２１７号
盛岡市境田町６番29号
債務者　大平登美子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７２号
広島県福山市沼隈町大字常石1607番地　505、旧住所広島県福山市水呑向丘８番地
債務者　牧平　裕子（旧姓平井）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７５号
広島県福山市加茂町大字下加茂892番地７　コーポオオタ202号室、旧住所広島県呉市本通４丁目７番17―501号
債務者　永本　理江（旧姓福重）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４３０号
熊本市北区楠８丁目10番43号　ホープヒル武蔵Ａ棟106号室
債務者　福本　行雄
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６４号
熊本市中央区新屋敷２丁目７番21号　梛荘１Ｆ―Ａ号
債務者　庄村　信哉
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４８号
千葉県松戸市上本郷894番地の４　北松戸マンション302号
債務者　田口　明子
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５５０号
千葉県松戸市馬橋3249番地の１　グリーンヒルズ上ノ台Ｃ―103号
債務者　金内めぐみ（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３０号
神戸市須磨区潮見台町４丁目９番９―101号
債務者　西山　牧孝
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市万津町４番２号　佐世保パインマンション502号、旧住所長崎県佐世保市天神５丁目21番15号　グリーンヒル202号
債務者　吉冨　洋子
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市広田１丁目15番30号、旧住所熊本県熊本市黒髪４丁目１番５号
債務者　西下　克典
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井245番地１　メゾンドローゼＢ101号
債務者　石岡　恭輔
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
沖縄県名護市字田井等332番地１
債務者　鈴木　尚子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３３号
沖縄県名護市大東３丁目19番21―301号　静香マンション
債務者　東江あけみ
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
那覇地方裁判所名護支部